⑶　減損の認識に至らなかった理由

| 名　　称 | 理　　由 |
|---|---|
| 旭が丘宿舎 | 使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。 |
| 福岡新事業創出型事業施設（クリエイションコア福岡） | 使用しなくなる日が翌事業年度以降のため、減損を認識しておりません。 |
| 和光新事業創出型事業施設（和光理研インキュベーションプラザ） | 同上 |

［税効果会計関係］

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

| | |
|---|---|
| 出資金評価損 | 371,826,097円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 682,885,353円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,054,711,450円 |
| 評価性引当額 | △ 1,054,711,450円 |
| 繰延税金資産合計 | ―円 |

［収益認識関係］

（一般勘定）

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、地域牽引・成長志向の中小企業への支援、企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、スタートアップの創出・成長への支援、事業継続・経営体力強化への支援及び経営環境変化対応への支援であり、各事業の主なサービス等の種類は大学校関係事業及びハンズオン支援事業等であります。また、一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、地域牽引・成長志向の中小企業への支援で76,100,450円のうち73,160,450円がハンズオン支援事業、経営環境変化対応への支援については、1,045,967,432円のうち960,488,516円が大学校関係事業であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ　重要な会計方針　８．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、310,223,749円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて翌年度に収益を認識することを見込んでいます。

## Ⅲ　重要な債務負担行為

１．一般勘定

⑴　投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行請求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う業務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、166,078,826,671円であります。

⑵　「中小企業省力化投資補助事業」に係る事務局業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、17,196,678,878円であります。

⑶　「中小企業等事業再構築促進補助金」に係る事務局業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、10,478,591,017円であります。

⑷　「中小企業新事業進出促進補助事業」に係る事務局業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、6,228,400,998円であります。

⑸　サーバ及びＷＡＮ回線等の導入及び保守業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,851,887,552円であります。

⑹　「新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業」に係る助成金活用状況の確認業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、451,552,200円であります。

２．小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定

⑴　小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る各請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、アプリケーションの設計・開発・保守業務については13,264,869,200円、システム運用保守業務については5,321,743,559円、共済事務業務については4,598,000,000円、インフラ基盤の構築・保守業務については2,965,370,584円、ミドルウェアの構築・保守業務については2,123,329,911円、発注者支援業務については1,336,246,791円、プロジェクト管理業務については282,568,000円であります。

⑵　コンタクトセンター（共済相談室）運営管理業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、9,698,400,162円であります。

⑶　共済業務に係るホストコンピュータ機器の更新業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、930,265,645円であります。

⑷　共済制度の加入促進に向けたインターネット等広告業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,203,219,921円であります。

## Ⅳ　重要な後発事象

該当ありません。

## Ⅴ　固有の表示科目の内容

代理店勘定

当事業年度に属する収納金で代理店において収納済みであるが、当機構において収納未済となっているものを整理しております。

## Ⅵ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成15年政令第308号）第７条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第９条第３項第２号ロ及びハの令和８事業年度に係る支給率が、経済産業大臣により、0.00711と定められたことから、令和８事業年度において、付加共済金等に係る責任準備金を計上することとしております。

# 車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

**独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第10号**

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年11月６日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　澤田　　聡

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道468号 | 千葉県成田市吉岡1174番３から千葉県香取郡多古町喜多大原字白幡256番１まで |